



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年5月21日（火） 第10200号

目次

ページ

告 示

- 貸付金の元利償還金の収納事務の委託（児童福祉課） 2
- 使用料及び物品売払代金の収納事務の委託（県民活動支援・広聴課） 2
- 令和5年度群馬県食品安全基本条例の運用状況（食品・生活衛生課） 2
- 保安林予定森林（森林保全課） 3
- 道路の区域変更（道路管理課） 3
- 工業団地造成事業の決定に係る縦覧（都市計画課） 3
- 都市計画区域区分の変更に係る縦覧（同） 4

公 告

- 毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課） 4
- 農業振興地域の区域変更（農業構造政策課） 5
- 同 5
- 土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課） 5
- 土地改良区の定款変更認可（同） 7
- 同 7
- 土地改良事業計画の変更に係る縦覧（同） 7
- 開発工事の完了（建築課） 7

公安委員会規則

- 群馬県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則（会計課） 7

正 誤

- 令和6年4月19日群馬県告示第111号（県民活動支援・広聴課） 8

■ 告 示**◎群馬県告示第147号**

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の収納事務を委託した。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 東京都新宿区大久保一丁目3番21号ルーシッドスクエア新宿イースト8階 オリファサービス債権回収株式会社
- 2 委託した事務の内容 群馬県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年群馬県規則第21号）に規定する貸付金のうち未収金の収納事務
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎群馬県告示第148号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料及び物品売払代金の収納事務を委託した。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 太田市植木野町300番地1 株式会社シムックス
- 2 委託した事務の内容
 - (1) 群馬県県有施設共通パスポート条例別表第2に掲げる共通パスポート発行に係る使用料の収納事務
 - (2) 群馬県が作成した行政資料の有償頒布に係る物品売払代金の収納事務
- 3 委託期間 令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

◎群馬県告示第149号

群馬県食品安全基本条例（平成16年群馬県条例第7号）第19条の規定により、令和5年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 リスクコミュニケーション（意見交換会）の実施状況
 - (1) 件数 20件
 - (2) 参加者数 3, 513人
- 2 施策の申出件数及びその処理の分類別件数
 - (1) 申出件数 なし

(2) 処理の分類別件数 なし

◎群馬県告示第150号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 多野郡上野村大字野栗沢字新井311の2、312の4、319の2、字小畑ケ甲569、569の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	354号	伊勢崎市田中町1059番の1地先から同市同361番地先まで	前	26.5～32.0	234.0
			後	26.5～36.8	234.0

◎群馬県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、館林都市計画工業団地造成事業を決定

したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画工業団地造成事業 館林大島地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 館林市大島町の一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所及び館林市都市建設部都市計画課

◎群馬県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画区域区分 館林大島地区、明和大輪中工業団地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 館林市大島町、邑楽郡明和町大輪の各一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市建設部都市計画課及び明和町都市建設課

■ 公 告

群馬県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年群馬県規則第27号）第1条の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 試験日時 令和6年10月20日（日）午後1時から午後2時30分まで
- 2 試験場所 前橋市上沖町323-1 群馬県立県民健康科学大学
- 3 試験の種類
 - (1) 一般
 - (2) 農業用品目
 - (3) 特定品目
- 4 試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - (2) 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（筆記方式）
- 5 受験手数料 10,700円（群馬県証紙又は払込書による。）

6 試験願書

- (1) 願書配布 群馬県健康福祉部薬務課、県内の各保健福祉事務所及び中核市（前橋市及び高崎市）の保健所において願書を配布する。
- (2) 願書受付 願書は、令和6年8月26日（月）から同月30日（金）までの期間、県内の各保健福祉事務所及び中核市（前橋市及び高崎市）の保健所において受け付ける。
- (3) 願書の受付方法 願書は、前記(2)の受付場所に持参すること。ただし、県外居住者にあつては郵送を認め、令和6年8月30日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 問合せ先 試験についての問合せは、群馬県健康福祉部薬務課又は県内の各保健福祉事務所にすること。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、館林農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の館林農業振興地域は、館林市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和6年群馬県告示第153号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 堀工町のうち字出戸974、975の1、975の2、979、982の2、982、983、984、985、986、987の1、987の2及び987の3並びに字道満994の1、995の1、996、997、998の1、998の3、999の1、1000の1、1000の4、1003から1008まで、1011、1012、1013、1014、1015の1、1016の3、1017から1019まで、1020の2、1021の2、1021の3及び1022から1028までの区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、明和農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の明和農業振興地域は、邑楽郡明和町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和6年群馬県告示第153号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監の 事別	区 分	役 員 氏 名	住 所
甘楽多野用水	理 事	再 任	春山彰太郎	高崎市吉井町本郷568番地
	同	同	八木正信	富岡市田篠1432番地
	同	同	大小原廣志	同 上小林347番地2
	同	同	板井六男	甘楽郡甘楽町大字造石132番地1
	同	新 任	長田芳	高崎市吉井町長根1628番地2
	同	同	河田知久	同 吉井町片山353番地
	同	同	堀越良和	同 吉井町本郷554番地
	同	同	大岡武志	富岡市七日市192番地2
	同	同	金庭敏	同 富岡725番地
	同	同	新井節男	同 同 2149番地
	同	同	佐藤信幸	同 同 2487番地33
	同	同	鈴木照一	同 宮崎291番地
	同	同	石田明久	同 田島180番地
	同	同	浦野信一	同 中沢452番地1
	同	同	関口弘美	同 神成1140番地2
	同	同	神部弘美	同 妙義町下高田3535番地1
	同	退 任	山崎孝一	高崎市吉井町長根1743番地
	同	同	河田一男	同 吉井町片山170番地
	同	同	吉井邦夫	同 吉井町本郷570番地1
	同	同	戸塚博昭	富岡市七日市820番地
	同	同	畑村繁	同 富岡1811番地2
	同	同	矢島利和	同 曾木892番地
	同	同	清水栄二	同 別保44番地
	同	同	黛佳伸	同 神農原988番地
	同	同	吉田敬治	同 田島420番地
	同	同	折茂守八	同 神成806番地
	監 事	再 任	栗本文憲	高崎市吉井町長根1692番地
	同	新 任	折茂守八	富岡市神成806番地
	同	同	黒澤繁雄	甘楽郡甘楽町大字造石425番地2
	同	退 任	津金澤勇	富岡市中沢121番地1
同	同	黒澤新一	甘楽郡甘楽町大字造石566番地1	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により赤城北ろく土地改良区の定款の変更を令和6年5月13日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により南八幡堰土地改良区の定款の変更を令和6年5月13日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により天狗岩堰土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年5月22日から同年6月18日まで
- 3 縦覧に供する場所 前橋市役所、高崎市役所及び玉村町役場

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年5月21日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	甘楽郡甘楽町大字善慶寺字蛇喰1404-1、1404-4、1404-5、1407-1、1407-3、1465	富岡市富岡779番地 山口ホールディングス株式会社 代表取締役 山口隆夫

■ 公安委員会規則

群馬県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月21日

群馬県公安委員会委員長 五十嵐 清 隆

群馬県公安委員会規則第7号

群馬県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

群馬県警察国有物品管理規則（昭和39年群馬県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
第21条に次のただし書を加える。

ただし、警察本部長が別に定めるところにより管理する場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 正 誤

○告示正誤

令和6年4月19日群馬県告示第111号（使用料及び物品売払代金の収納事務の委託）

発行番号	ページ	行	誤	正
第10192号	2	2	地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項	地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111